

第12回トラック輸送における取引環境・労働時間改善 愛媛県地方協議会

愛媛労働局労働基準部監督課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

1. 改善基準告示の見直しの検討状況について
2. ポータルサイト、相談窓口のご案内

「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(改善基準告示)の見直しの検討状況

- 改善基準告示は、トラックなどの自動車運転者について、労働時間等の労働条件の向上を図るため、その業務の特性を踏まえ、すべての産業に適用される労働基準法では規制が難しい拘束時間（始業から終業までの時間（休憩時間を含む。））、休息期間（勤務と勤務の間の自由な時間）、運転時間等の基準を、平成元年に大臣告示として制定したものの。
- 自動車運転者は、他業種の労働者と比較して長時間労働の実態にあるため、過労死防止の観点から、速やかに改善基準告示の見直しの検討を開始するよう求められたところ。

【令和元年度】

- 労働条件分科会の下に、「自動車運転者労働時間等専門委員会」を設置し、検討をスタート

【令和2年度】

- 議論の土台として、実態調査、海外調査、疲労度調査を実施(実態調査、疲労度調査は令和3年度も実施)

【令和3年度】

- 令和4年3月(予定)：見直し案(ハイヤー・タクシー、バス)のとりまとめ

【令和4年度】

- 令和4年7月(予定)：見直し案(トラック)のとりまとめ
- 令和4年12月頃：改善基準告示改正

【令和6年度】

- 令和6年4月：時間外労働の上限規制適用、改善基準告示施行

1年、1か月の拘束時間

現行（トラック）

- 1か月についての拘束時間は、293時間を超えないものとする。
- ただし、労使協定により、年間の総拘束時間が、3,516時間を超えないことを条件に、年間6か月まで、1か月の拘束時間を320時間を超えない範囲で延長することができる。

【主なご意見】

- 1か月の拘束時間は、275時間とし、年3,300時間を超えない範囲で、年6回を限度に294時間まで延長するよう見直してはどうか。脳心の認定基準を踏まえ、時間外・休日労働が月80時間・100時間を超えない範囲で見直しを図るべきではないか。
また、令和3年の実態調査結果は、令和2年に比べて時間が概ね減少しており、多くの事業者が3,300時間未滿で運行できていることが改めて立証されたという認識。
医師の時間外労働の上限規制が時間外労働・休日労働含めて年960時間であることにも留意すべき（労）
- 1か月の拘束時間は、293時間を維持し、年3,408時間を超えない範囲で、年6回を限度に320時間まで延長するよう見直してはどうか。
年960時間の上限規制に休日労働は含まれないので、月1回の休日労働を前提とすると、年の拘束時間は、3,408時間が妥当と考える。（1日9時間×12か月＝108時間）（使）

1日の拘束時間、休息时间、運転時間

現行（トラック）

- 1日についての拘束時間は、13時間を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても、最大拘束時間は16時間とする。この場合において、1日についての拘束時間が15時間を超える回数は、1週間について2回以内とする。
- 勤務終了後、継続8時間以上の休息時間を与える。

【主なご意見】

- 1日の休息时间については、バスやタクシーと同様に11時間を中心に見直しの検討を行うべきではないか。（労）
- 1日の拘束時間は、13時間（最大16時間）とし、休息時間は8時間の現行維持としてはどうか。
また、例えば、宿泊を伴う運行は、1日の最大拘束時間を18時間とし、休息時間を11時間と設定する等、運行実態に応じてメリハリをつけた見直しの検討も必要と考える。（使）

現行（トラック）

- 運転時間は、2日を平均し1日当たり9時間、2週間を平均し44時間を超えないものとする。
- 連続運転時間は、4時間を超えないものとする。

【主なご意見】

- 運転時間及び連続運転時間は、現行どおりとすべき。トラックでは、運転離脱の時間を活用して荷積み・荷下ろしを行わせることが通例なので、全く休憩を取らせずに働かせることもある。改善基準告示において労働基準法上の休憩の概念を明記していただきたい。（労）
- 拘束時間や休息時間を定めるのであれば、運転時間は廃止すべき。
連続運転時間は、高速道路やサービスエリア等の混雑状況を踏まえると、5時間に緩和すべきではないか。運転離脱も、ドライバーがメリハリをつけられるように5分に緩和するのが妥当と考える。（使）

1. 改善基準告示の見直しの検討状況について
2. **ポータルサイト、相談窓口のご案内**

トラック運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト

トラック運転者の長時間労働改善に役立つ情報等をまとめたポータルサイトについて情報を継続更新。

ポータルサイト情報

イベント情報

令和3年度実施のアイデアソン、あい積みミーティングなどについて、サイト訪問者に関して随時情報を更新・発信。

企業向け

荷主企業とトラック運送事業者の双方に向けた、トラック運転者の労働時間の改善を進めるためのガイドラインや対応策、有用な好事例、改善方法等を動画・イラストコンテンツ・リーフレットなどでわかりやすく紹介。

国民向け

トラック運転者の仕事を知るための情報や、トラック運転者の長時間労働改善のために「できること」や「やって欲しいこと」に関する情報などを提供。国民・荷主企業向け周知用動画や、宅配ドライバーの「生の声」を紹介するコンテンツなどを紹介。実態把握に役立つ統計情報等も随時更新。

The screenshot shows the top of the portal website. At the top right, there are navigation links: "企業のみなさまへ" (For Companies), "国民のみなさまへ" (For Citizens), and "セミナー" (Seminar). Below the header is a main banner with the text "いま、考えてみませんか？ 物流を支えるトラック運転者のこと。" (Don't you think about it now? About truck drivers who support logistics). The banner features illustrations of a warehouse, trucks, and a driver. Below the banner are three main content cards: 1. "アイデアソン" (Ideaソン) - A card for companies to share ideas for improving logistics efficiency. 2. "あい積みミーティング" (Ai-tsumi Meeting) - A card for companies to share best practices. 3. "簡単自己診断" (Simple Self-Diagnosis) - A card for companies to check their own work conditions. Below these are more content cards for both companies and citizens, including "サクッと解決よろず相談" (Quickly solve various consultations), "情報いろいろ宝箱" (Treasure chest of various information), "簡単自己診断結果レポート" (Simple self-diagnosis result report), "荷主どうしの連携に係るコンテンツ" (Content related to cooperation between shippers), and "トラック運転者の仕事を知ってみよう" (Let's learn about truck drivers' jobs). The bottom right corner of the screenshot shows a card for citizens: "トラック運転者の労働時間削減に向けてあなたにできること、やって欲しいこと" (What you can do and what you want to do to reduce truck drivers' working hours).

トラック運転者の長時間労働改善に向けた荷主向け動画

トラック運転者の長時間労働改善に向けて荷主にどのようなことができるのかをまとめた5回連載方式のショートセミナー形式の動画「荷主のための物流ワンポイント講座」を作成。

	タイトル	項目詳細
1	トラック運転者の長時間労働短縮に向けて何故、荷主の協力が必要か？	現在の危機的な物流実態と改善に向けて荷主だからできること 危機的実態から脱却するための取組プロセス全体像 取組を進めるうえでの荷主の「役割」と「協力の型」
2	荷主が取り組む「輸送の効率化」 その ① 幹線輸送	物流における「幹線輸送」の位置づけ 「幹線輸送の効率化」に向けて、荷主だから出来ること 効率化事例の紹介
3	荷主が取り組む「輸送の効率化」 その ② 地場配送	物流における「地場」の位置づけ 「地場配送の効率化」に向けて、荷主だからできること 効率化事例の紹介 ~ 混載配送 達成事例 ~
4	荷主が取り組む「倉庫作業の効率化」	物流における「倉庫機能」の位置づけ 「倉庫作業の効率化」に向けて、荷主だからできること 効率化事例の紹介
5	荷主が取り組む「情報の効率化」	物流における「情報」の位置づけ 「情報の連携」に向けて、荷主だからできること 効率化事例の紹介 ~ 発着荷主間の計画情報共有達成事例 ~



ポータルサイト上の「情報いろいろ宝箱」で公開中



働き方改革に関する相談窓口のご案内

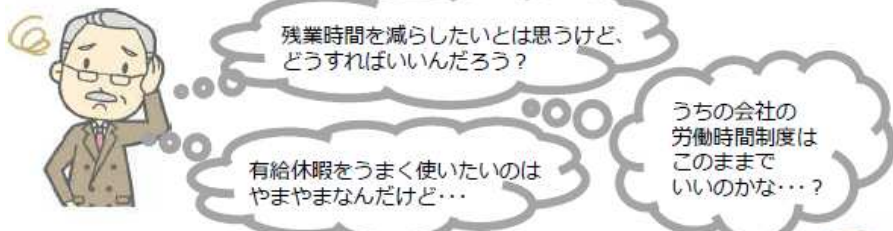
令和4年度からは、下記相談窓口のほか、労働局で配置する専門家（労働時間管理適正化指導員）による支援を実施。

中小企業事業主のみなさまへ

「働き方改革」への取り組みを支えるため 労働時間相談・支援コーナー を設置します。

専門の「労働時間相談・支援班」が、以下のようなご相談について、
お悩みに沿った解決策をご提案します。

- ⌚ 時間外・休日労働協定（36協定）を含む労働時間制度全般
- ⌚ 変形労働時間制などの労働時間に関する制度の導入
- ⌚ 長時間労働の削減に向けた取組み
- ⌚ 時間外労働の上限設定などに取り組む際に利用可能な助成金



このようにお悩みではないですか？
個別訪問によるご相談にも対応していますので、まずは
お気軽に、お近くの労働基準監督署にお問合せ下さい。

- ◆ 「労働時間相談・支援コーナー」は、全国の労働基準監督署に設置しています。
- ◆ 窓口相談、電話相談どちらでも受け付けていますので、お気軽にご相談下さい。
受付時間：8時30分～17時15分（土・日・祝祭日を除く）

※ 労働基準監督署の所在地・電話番号は、厚生労働省HPに掲載しています。 [労働基準監督署一覧](#) [検索](#)

この他にも「働き方改革」に関する様々な支援を実施しています。裏面をご参照下さい。

厚生労働省 愛媛労働局委託事業
令和3年度 中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業

経営者・人事労務担当者の皆様へ！
やりましょう!! 働き方改革

ウイズコロナ、アフターコロナ時代の新しい働き方が求められています。中小企業・小規模事業者等が抱える雇用管理改善などの課題に対応するため、「愛媛働き方改革推進支援センター」を開設し、専門家による支援サービスを実施しています。お気軽に、ご利用ください!!

- 専門家の企業訪問による相談支援
- 相談無料
- 各種団体等におけるセミナー開催
- 来所・電話相談による個別相談
- 秘密厳守
- 商工団体等における出張相談会

センターでは私たちがご相談をお受けしています。
常駐専門家【社会保険労務士】OR-FPO

田淵 美紀 小澤 麻子 宮本 しのぶ 木村 信人 上川 謙吾 藤 剛 井伊 雅幸 小林 智也 藤野 成徳 藤原 俊博

愛媛働き方改革推進支援センター

〒790-0067 愛媛県松山市大手町2丁目5-7 別館1階
フリーダイヤル ☎ 0120-005-262

✉ hataraki1@csc-ehime.jp

☎ 愛媛働き方改革推進支援センター 🔍 検索

■受付時間/9時～17時（土・日・祝日・12月29日～1月3日を除く）



相談事例（愛媛働き方改革推進支援センター）

相談事例

【相談内容】

就業規則を作成したので確認してほしい。

【支援内容】

複数回に渡り確認を行い、変形労働時間制度の導入や、年次有給休暇、各種ハラスメント規程等の規定について助言した。支援途中で定年退職後の再雇用時に関する賃金の取扱いについて相談をいただいたため、裁判例等を教示しながら、賃金制度、所定労働時間の設定について助言を行った。

相談事例

【相談内容】

法改正に伴う、労務管理の是正を実施していきたい。

特に時間外労働の上限規制について、運送業として、どのように取り組めばよいか。

【支援内容】

年次有給休暇の時季指定に伴う基準日の統一方法、拘束時間の考え方について助言を行った。

相談事例

【相談内容】

36協定に関する協定書の上限時間を見直したい。

【支援内容】

現状の労働時間を確認したところ、運転手の1か月の限度時間について超過するおそれがあったことから、再度協定を締結するための手続、協定書の作成方法について助言を行った。

業務改善助成金のご案内

「業務改善助成金(通常コース)」のご案内 ～令和4年3月末まで申請期限を延長します～

『業務改善助成金(通常コース)』は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

助成金の概要

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、設備投資(機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練)などを行った場合に、その費用の一部を助成します。

賃金引上げ



設備投資等



設備投資等に要した費用の一部を助成

詳しくはHPをご覧ください!

業務改善助成金 検索



概要

※令和4年2月1日以降も申請を受け付けます(※3)

コース区分	引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
30円コース	30円以上	1人	30万円	以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金900円未満】 4/5 生産性要件を満たした場合は 9/10(※2)
		2~3人	50万円		
		4~6人	70万円		
		7人以上	100万円		
		10人以上(※1)	120万円		
45円コース	45円以上	1人	45万円	【事業場内最低賃金900円以上】 3/4 生産性要件を満たした場合は 4/5(※2)	
		2~3人	70万円		
		4~6人	100万円		
		7人以上	150万円		
		10人以上(※1)	180万円		
60円コース	60円以上	1人	60万円	【事業場内最低賃金900円以上】 3/4 生産性要件を満たした場合は 4/5(※2)	
		2~3人	90万円		
		4~6人	150万円		
		7人以上	230万円		
		10人以上(※1)	300万円		
90円コース	90円以上	1人	90万円	【事業場内最低賃金900円以上】 3/4 生産性要件を満たした場合は 4/5(※2)	
		2~3人	150万円		
		4~6人	270万円		
		7人以上	450万円		
		10人以上(※1)	600万円		

(※1) 10人以上の上限区分は、以下の①又は②のいずれかに該当する事業場が対象となります。
①賃金要件: 事業場内最低賃金900円未満の事業場
②生産量要件: 売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3ヶ月間の月平均値が前年又は前々年の同じ月に比べて、30%以上減少している事業者
(※2) ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。
(※3) 20円コースは、令和4年1月31日で受付を終了しています。

○ 助成金受給の流れや申請先等については裏面をご覧ください。

助成対象の特例

- ◆ PC、スマホ、タブレットの他、貨物自動車なども生産性向上の効果が認められる場合は対象になります。※(※) 特例事業者のうち、②生産量要件に該当する場合であって、引上げ額30円以上の場合に限ります。

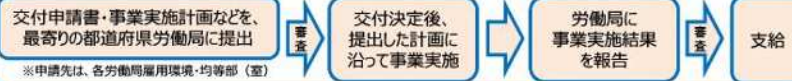
ご留意いただきたい事項

- ◆ 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- ◆ 申請期限は令和4年3月31日までのです。

お問い合わせ先

- ◆ 「業務改善助成金コールセンター」まで、お気軽にお問い合わせください。
電話番号: 03-6388-6155 (受付時間 平日8:30~17:15)

助成金支給までの流れ



※申請先は、各労働局雇用環境・均等部(室)

働き方改革推進支援資金

- ◆ 日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。
詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。
【担当部署】各都道府県日本政策金融公庫



【参考1】: 令和4年度の業務改善助成金(通常コース)のご案内(予定)

- ◆ 令和4年度においても、「令和4年2月1日からのコース」を、引き続き実施する予定です。
(※) ただし、令和4年度予算の成立が前提のため、今後変更される可能性がありますのでご注意ください。

【参考2】: 業務改善助成金特例コースのご案内

■ 申請期限: 令和4年3月31日まで

特例コースの概要

「業務改善助成金特例コース」とは、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高等が30%以上減少している中小企業事業者が、令和3年7月16日から令和3年12月31日までの間に、事業場内最低賃金(事業場で最も低い賃金)を30円以上引き上げ、これから設備投資等を行う場合に、対象経費の範囲を特例的に拡大し(※Bの経費)、その費用の一部を助成するものです。

助成額・助成率

助成率: 3/4	助成上限額:	引上げ人数	1人	2~3人	4~6人	7人以上
		上限額	30万円	50万円	70万円	100万円

助成対象

A 生産向上等に資する設備投資等	機械設備※、コンサルティング導入、人材育成・教育訓練など(※PC、スマホ、タブレットの新規購入、物自動車なども対象)
B 関連する経費※	広告宣伝費、汎用事務機器、事務室の拡大、机・椅子の増設など

厚生労働省

(R4.2.1)